

令和7年(ワ)第667号 損害賠償請求事件

原告 袴田 巖

被告 国

## 準備書面(1)

2025年12月16日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告訴訟代理人弁護士小川秀世

外



### 記

#### 第1 本書面の目的

進行協議において裁判所から釈明を求められた事項について、それを明らかにしつつ、主張を補充して整理する。

#### 第2 本件の争点と最高裁判例

##### 1 本件の争点

原告は、検事総長談話が国家権力の行使そのものであるため、「国民に保障される表現の自由」の限界を画する「真実性・真実相当性の法理」は適用されず、名誉毀損は成立すると主張している。検事総長談話は畝本直美という個人が発表したものではないからである（但し、国家権力用の解釈基準も主張している）。

そのため「従来の名誉毀損訴訟」を想定している裁判所には分かりにくいのかも知れない。

しかも「従来の名誉毀損訴訟」の観点からは、検事総長談話には、(1)直接的な名誉毀損的表現が見当たらない、(2)意見ないし論評とみなし得る部分が混在している、という特徴があり、結局(1)が「事実の摘示があるか否か」として、(2)が「許容される意見ないし論評か否か」として本件の争点となる。

そして、国家権力の名誉毀損にも「真実性・真実相当性の法理」が準用されるとの考えも成り立ち得ない訳ではないから、それに相応し、名誉棄損部分を特定し、その類型別に判断枠組みを明らかにするよう求めた裁判所の関心も理解できる。

そこで、裁判所の釈明に答え、主張を補充して整理する。

## 2 最高裁判例

- (1) 「従来名誉毀損訴訟」の観点から本件の争点を分析し判断するための方法は、最高裁3小平成9年9月9日判決（民集51巻8号3804頁）が全て明らかにしている。

極めて重要なので判決理由の全文を引用する（下線筆者。なお、判例引用部分は簡略化した）。「新聞記事」を「公的談話」と読み替えれば全て本件にそのまま当てはまる。

「新聞記事による名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得るものである。」

ところで、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、右行為には違法性がなく、仮に右事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和41年6月23日第1小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和58年10月20日第1小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損  
にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目  
的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提とし  
ている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときに  
は、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでな  
い限り、右行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和62  
年4月24日第2小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁平成元  
年12月21日第1小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。  
そして、仮に右意見ないし論評の前提としている事実が真実であること  
の証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比  
すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があ  
れば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である。

右のように、事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉  
毀損とでは、不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、問題とさ  
れている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明  
であるかを区別することが必要となる。

ところで、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるもの  
であるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み  
方とを基準として判断すべきものであり（最高裁昭和31年7月20日  
第2小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）、そのことは、前記  
区別に当たっても妥当するものというべきである。

すなわち、新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分につ  
いて、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合  
には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定  
の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後  
の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等

を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」

(2) すなわち、この判決の要点は次のとおりである。

ア 事実の摘示型、意見・論評型を問わず名誉毀損は成立し得る。

イ 意見・論評型では前提事実<sup>イ</sup>に真実性が認められれば、人身攻撃に及ぶなど意見・論評の表明としての域を逸脱したものでない限り、違法性を欠き、前提事実が事実であるとの証明がなくても真実相当性があれば、故意又は過失は否定される。

ウ 両者の区別は「一般の読者の注意と読み方とを基準にして判断」され、他人の特定事項を明示していなくても「間接的ないしえん曲に」又は「黙示に」主張するものと理解されるなら事実を摘示するものである。

### 第3 従来の名誉毀損訴訟の観点からの分析

この判例に従い本件を分析すれば、

- 1 検事総長談話②の要旨は、「本件について再審開始を決定した令和5年3月の東京高裁の決定には重大な事実誤認があると考えましたが・・・特別抗告は相当ではないと判断しました。他方、改めて、証拠関係を精査した結果、被告人が有罪であることの立証は可能であり、・・・再審公判では有罪立証をすることとしました。そして・・・主張立証を尽くしてきま

した。」というものである。

この談話がどのような事実を摘示するものであるかは「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容」に基づいて判断される（最2小判昭和31年7月20日・民集10巻8号1059頁参照）。

これに従い②の部分解釈すると、確定判決が「袴田が犯人であり有罪である」として死刑に処したものであることは公知の事実であるから「袴田が犯人であり有罪であるとした確定判決は正しいので再審開始決定は誤りであるが、法が定める事由がなく特別抗告はしなかった。他方、改めて袴田が有罪であるとの立証は可能であると考えたので再審公判では有罪立証をした」という意味となる。

これはすなわち「袴田は犯人であり有罪である」という事実を当然の前提にしているから、その事実を間接的又は黙示的に摘示したものである。

したがって、②全体が「事実を摘示」して原告の名誉を棄損するものであり、しかも自ら無罪判決を確定させたのであるから「真実相当性」も認めることはできない。

2 静岡地裁判決に対する評価について、談話の③は「血痕をタンク内で1年以上みそ漬けした場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。」と指摘し、また「『5点の衣類』が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆していますが、何ら具体的な証拠や根拠が示されていません。それどころか、理由中に示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり、本判決が『5点の衣類』を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」と述べる。

これは、無罪判決が「5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けし

た場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と認定した事実、「5点の衣類を捜査機関のねつ造」と認定した事実のいずれについても、事実誤認を犯していると主張するものである。

このことは、談話自体が引き続く④の前半において「無罪判決には大きな疑念を抱かざるを得ず、捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ない。このように、本判決はその理由中に大きな問題を含む到底承服できない内容を含むものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると考えます。」と③を総括しているとおりである。

これら③から④の前半部分は一見意見・論評型のように見える。

しかし、これら③から④の前半に至る論旨を判例が言う「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容」によって解釈すると、「無罪判決は誤判だから、控訴すべきものである」となることは明らかである。無罪判決が誤判だということは「袴田は犯人であり有罪である」という事実を前提としているから、「袴田は犯人であり有罪である」という事実を間接的又は黙示的に摘示したものである。

したがって、③から④前半に至るまでの部分は「事実を摘示」して原告の名誉を棄損するものである。そして「真実性」はもちろん、自ら無罪判決を確定させたのであるから「真実相当性」も認めることはできない。

3 そして、それに引き続き、「しかしながら、再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。」と控訴をしない理由を述べている。

しかし、これは②から④の前半までの内容と論理的に全く整合しない。

そのため、これを「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容」によって解釈すると、「袴田は犯人であり有罪であるから無罪

判決は誤判であって控訴すべきものではあるが、これ以上袴田の法的地位が不安定な状況が継続することは相当ではないから控訴しない」という意味となる。

これは要するに「袴田は犯人であり有罪であるが特段の事情があるから考えるから控訴しない」と述べていることに他ならず、そうとしか理解することができない。

なぜなら、検察官は、起訴した刑事事件について、「法と証拠のみに基づいて」権限を行使することが職責なのであり、正に「4名もの尊い命が犠牲となった重大事犯につき、立証活動を行わないことは、検察の責務を放棄することになりかねない」と自らが述べるとおりだからである（「立証活動」を「控訴」に変えれば談話は一貫していた）。

すなわち、「その法的地位が不安定な状況が継続することは相当ではない」などという「社会的な観点に基づいて」控訴の可否を判断することはあり得ないことである。現行法上、控訴猶予制度などないにもかかわらず、これは事実上控訴を猶予するものであり、その職務権限を超えた「超法規的な措置」ということになる。

したがって、それまで「袴田は犯人であり有罪である」と繰り返して来た原告の名誉を棄損する談話の内容が④後半の控訴しない理由によって正当化される余地はなく、結局この控訴しない理由部分もまた「袴田は犯人であり有罪である」という事実を間接的又は黙示的に摘示するものに他ならない。

よって、「事実を摘示」して原告の名誉を棄損するものである。

そして、「真実性」はもちろん、「法と証拠のみに基づいて」判断したのではないから「真実相当性」も認められる余地はない。

- 4 以上のとおり、談話の②から④の全体が「袴田は犯人であり有罪である」という事実を摘示して原告の名誉を棄損するものである。

#### 第4 予想される被告国の反論

1 談話は、冒頭①で控訴しないという結論を述べ、④の後半でその理由を述べていることから、それを導くまでの②ないし④までの談話の内容も、その時々における「検察の主張」の経緯を述べた単なる経過報告に過ぎず、原告の名誉を棄損するものとは言えないとの弁解も考えられる。

しかし、そうであるならば、上記の控訴をしない理由を述べる部分は、談話の大部分を費やして繰り返し『袴田は犯人であり有罪である』と述べて来た「検察の主張」とは一転全く相反するものであり、論理的にも整合せず直ちに理解し難いものである。

その結果、その理由部分は、誰がどう読んでも、裁判所に責任を転嫁したうえ、『袴田は犯人であり有罪であるが特段の事情があると考えるから控訴しない』という意味としか理解できない。

したがって、控訴しない理由も含め②ないし④の談話の内容は、一貫して『袴田は犯人であり有罪である』という「事実を摘示」し、それを繰り返して印象づけ、強調するものである。しかも、無罪判決を論難するばかりで無罪判決に従うとか無罪判決を尊重するなどとは表明されていないから、検事総長談話の根本には「袴田は犯人であり有罪である」との事実主張が明確に存在している。すなわち談話はその事実主張を放棄していない。そして「真実性」はもちろん、「真実相当性」も認めることはできない。

よって、その時々における「検察の主張」の経緯を述べたものに過ぎず原告の名誉を棄損するものとは言えないとの弁解は到底成り立ち得ず、失当である。

2 次に予想される被告の反論は、「意見・論評型の部分は、ある無罪判決の認定事実を前提に、許容される意見ないし論評を述べたものに過ぎず、名誉毀損には当たらない。」というものである。

(1) しかしながら、訴状でも主張したように、検事総長談話は国家権力の行使であって「国民」の言論の自由を保障することを目的とする「真実性・真実相当性の法理」は適用されない。その場合の解釈は訴状記載のとおりである。

実質的に考えても、控訴を断念するにも拘わらず、控訴趣意書と同様の主張を公言することは不公正な脱法的行為の極みであって、名誉棄損を構成する。

(2) 仮に、検事総長談話を真実性・真実相当性の法理が準用される従来型の名誉毀損と考え、その枠組みで解釈すると、既に述べたとおり、意見・論評の形を採っているものの実質は「袴田は犯人であり有罪である」との「事実を摘示」するものであり、その事実に「真実性」は認められず、「真実相当性」も認めることはできないから原告に対する名誉棄損の成立を免れない。

## 第5 結論

以上の次第であるから、被告国は徒らに争うことなく、本件を認諾することが相当である。

以上

(別紙)

## 検事総長談話

令和6年10月8日

### ① 結論

検察は、袴田巖さんを被告人とする令和6年9月26日付け静岡地方裁判所の判決に対し、控訴しないこととしました。

### ② 令和5年の東京高裁決定を踏まえた対応

本件について再審開始を決定した令和5年3月の東京高裁決定には、重大な事実誤認があると考えましたが、憲法違反等刑事訴訟法が定める上告理由が見当たらない以上、特別抗告を行うことは相当ではないと判断しました。他方、改めて関係証拠を精査した結果、被告人が犯人であることの立証は可能であり、にもかかわらず4名もの尊い命が犠牲となった重大事犯につき、立証活動を行わないことは、検察の責務を放棄することになりかねないとの判断の下、静岡地裁における再審公判では、有罪立証を行うこととしました。そして、袴田さんが相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも配慮し、迅速な訴訟遂行に努めるとともに、客観性の高い証拠を中心に据え、主張立証を尽くしてまいりました。

### ③ 静岡地裁判決に対する評価

本判決では、いわゆる「5点の衣類」として発見された白半袖シャツに付着していた血痕のDNA型が袴田さんのものと一致するか、袴田さんは事件当時 鉄紺色のズボンを着用することができたかといった多くの争点について、弁護人の主張が排斥されています。しかしながら、1年以上みそ漬けにされた着衣の血痕の赤みは消失するか、との争点について、多くの科学者による「『赤み』が必ず消失することは科学的に説明できない」という見解やその根拠に十分な検討を加えないまま、醸造について専門性のない科学者の一見解に依拠し、「5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けした場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。加えて、本判決は、消失するはずの赤みが残っていたということとは、「5点の衣類」が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で

関与していたことを示唆していますが、何ら具体的な証拠や根拠が示されていません。それどころか、理由中で判示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり、本判決が「5点の衣類」を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ませ

#### ④ 控訴の要否

このように、本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われます。しかしながら、再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。

#### ⑤ 所感と今後の方針

先にも述べたとおり、袴田さんは、結果として相当な長期間にわたり、その法的地位が不安定な状況に置かれてしまうこととなりました。この点につき、刑事司法の一翼を担う検察としても申し訳なく思っております。最高検察庁としては、本件の再審請求手続がこのような長期間に及んだことなどにつき、所要の検証を行いたいと思っております。

以上